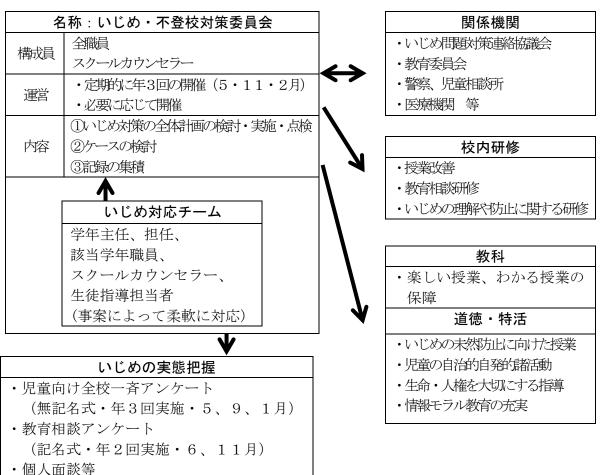
山名小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめ防止等の対策組織の設置



- ① いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③ いじめの早期発見の手だてを組織的に行い、早期対応を図る。
- ④ 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。 「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ⑥ 時系列に沿って、経過の記録を残す。

1 いじめ問題についての基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。
- (2) いじめの特徴
 - ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるもの一
 - ① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。

- いじめを受けている子ども(被害者)
- いじめている子ども(加害者)
- 周りではやし立てる子ども(観衆)
- 見て見ぬふりをする子ども(傍観者)

観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている子どもといじめている子どもの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者になる指導を行うことが大切。

② いじめの様態

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他
- ③ いじめられている子どもの気持ち
 - ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
 - 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
 - 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
 - ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがある。
- ④ いじめている子どもの気持ち
 - いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
 - 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。

- ・ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- ⑤ いじめの原因
 - ・ 学校、家庭、地域社会にあるさまざな要因を背景として、子どものストレス のはけ口の手段としていじめが発生する。
 - ・ 相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができない ことにより、いじめが発生する。

2 いじめの未然防止のために

- (1) いじめの未然防止に向けての手だて
 - ① 学級経営の充実
 - 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが 発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
 - ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを 進める。
 - ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるもの。 「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
 - ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う (特に年度始め)。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
 - ・ 児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等(客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度)の活用により把握する。
 - 担任として自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって 進めることが重要である。
 - ▲ 担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが 発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。
 - ② 授業中における生徒指導の充実
 - ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
 - 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
 - 「体験活動」を充実させ、関わり合いの場を多く設定し、人間関係をよりよいものになるように工夫する。

③ 道徳

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④ 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話 し合う。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝え

るスキル) 等を活用し学習する。

- ・ 読書指導を通し、感性を磨き、表現力・想像力を高め、心豊かに生活する力
- 情報モラル教育を充実させ、健全な社会生活ができるようなモラルをつけ る。

⑤ 学校行事

- 子どもたちが挑戦することで達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事 を企画し実施する。
- ⑥ 児童会活動
 - ・ 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児 童会活動を進める。
 - 学年を超えた「ペア活動」を通して、お互いを慕ったり、思いやったりする ことにより、心豊かに元気よく活動する児童になるよう児童会活動を進める。
- ※ 参考として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示す。
- 【教師の言動】 □子どもの言い分に耳を傾けている。 □子どものよさを見つけようとしている。 □人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。 □えこひいきや差別をせずに子どもに接している。 口やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。 □個人のプライバシーを守っている。 □一日に一回は会話をするなど、どの子どもとも関わり合いをもっている。 □教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。 【授業時間・学級活動】 □わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。 □どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- □話し合い活動を通して、全員が発言できる活動の時間をなるべく多く確保している。
- □困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- □朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- □リーダーに協力する支援体制ができている。
- □係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- □誤りを認め、許し合えるムードがある。
- □教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- □学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- □給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- □学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- □日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- □学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- □日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- □いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

3 いじめの早期発見について

- (1) いじめを発見する手だて
 - ① 教師と子どもとの日常の交流を通した発見
 - ・ 日記や教育相談、放課や放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
 - ② 複数の教師の目による発見
 - 多くの教師がさまざまな教育活動を通して子どもたちに関わる。
 - ・ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも気になる場面の発見につながる。
 - ・ 放課や放課後の校内巡回を計画的に行うことも発見を容易にする。
 - ③ アンケート調査
 - いじめも含めた「教育相談」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
 - ・ アンケートの集計や分析は、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の 分析はスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効で ある。
 - ・ 年度始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学 年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効である。
 - ④ スマイルウイーク (教育相談) を通した把握
 - 定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時に面談ができる体制を整えておく。
 - 面談方法や面接結果について、専門的な立場のスクールカウンセラー等からの助言を得る。
 - ⑤ 児童会が主体となった取組
 - ・ 児童会活動により、人権尊重、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発 的、自治的な活動に取り組む。
- (2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる
 - ① 学級内で人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。 担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も必要である。
- 【参考:「学級集団分析尺度Q-U」や「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」 (C&S 質問紙) →総合教育センターWebページ】
- (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知
 - ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であること を日頃から指導する。
 - ② 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

(例)

- 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- 悩み相談箱を設置する(ただし管理を徹底する)。
- ・ 生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を 周知する。
- ③ 関係機関(いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等)へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - 関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・ 相談カード等を所持しているかを確認する。
- ④ 匿名による訴えへの対応
 - 匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決す

るために氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

- (4) 保護者や地域からの情報提供
 - ① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、 共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴 えに耳を傾ける。
 - ② 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

【参考:「いじめ発見のチェックポイント」(家庭用) P 1 5 参照】

4 いじめの発見から解消まで

- (1) 発見から指導、組織的対応の展開
 - ① 対応方針の決定・役割分担
 - ア 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
 - イ 対応方針
 - 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
 - ウ 役割分担
 - 被害者からの事情聴取と支援担当
 - 加害者からの事情聴取と指導担当
 - 周囲の児童生徒と全体への指導担当
 - ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当
 - ② 事実の究明と支援・指導
 - ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順 に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につか ないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取す すめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の 注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階でしてはならないこと>

- ▲ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

- ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。
- ③ いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導
 - ア 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実 を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところ を認め、励ます。
- いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体 的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。
- ▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励まし はしない。

【経過観察】

- ◎ いじめの行為が止んでいる状態か見守る(少なくとも3か月)。
- 日記などの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人と の関係づくりを支援する。
- イ 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなど しながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ◎ いじめの行為が止んでいる状態か見守る(少なくとも3か月)。
- 日記などや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よ さを認めていく。
- ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、 辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であるこ とを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事 実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して 指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

- ① いじめられている子どもの保護者との連携
 - ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実 を正確に伝える。
 - イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を 具体的に示す。
 - ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について 情報提供を受ける。
 - エ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
 - オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
 - *保護者の不信をかう対応
 - ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」など と言う。
 - →事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
 - ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
 - ▲ 電話で簡単に対応する。
- ② いじめている子どもの保護者との連携
 - ア 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
 - イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の 対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方 針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- *保護者の不信をかう対応
 - ▲ 保護者を非難する。
 - ▲ これまでの子育てについて批判する。
- ③ 保護者との日常的な連携
 - ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、 対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのよう な支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- (3) 地域との連携
 - ① 地域との日常的な連携
 - ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、 対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのよう な支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
 - ② スクールガード、区長、副区長、運営協働協議会、校下民生児童委員協議会とも連携を進める。
- (4) 関係機関との連携
 - ① 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
 - ② 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

5 いじめ問題への組織対応マネジメント

(1) 組織対応の基本的考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則。

- いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③ いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- ④ 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。※ 問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」
 - →「経過観察」→「検証」
- ⑥ 時系列に沿って、経過の記録を残しておくとよい。

6 Web上に原因のあるいじめの増加について

- (1) 実際に起こっている問題のある事例について
 - ① SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス) が原因となり発生したいじめの事例
 - ア 学校裏サイト (ネット上の掲示板) 上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。

- イ プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。 ウ 通信ゲーム上での言い合いがきっかけとなったいじめ。
- ② SNSによるいじめの事例
 - ア いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
 - イ いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き 込む。
 - ウ いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。
 - エ 多数の同級生がメールで悪口などを送信する。
 - オ 本人の知らないところで悪口のやり取りをする。
- (2) 対応策として考えられること
 - ① 危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること
 - ア 親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。 ただし、児童の変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイト に逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。
 - イ 情報モラル、情報セキュリティ、リスク管理の指導を行う必要がある。
 - ※ リスク管理とは、児童生徒がインターネット上で行った行為により、どんな 危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自 分の行動を変え、児童自身のリスクを減少させていくこと。
 - ② 保護者への啓発活動
 - ア 保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家 庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能を かけることを促進する。
 - ③ インターネット上の問題点等の研修
 - ④ 警察等関係機関への相談
 - ア 深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを 持って警察等に相談する。
- (3) 書き込み削除の対応
 - ① 証拠を保存する。(日時・内容・サイト名・URL等を保存する)
 - ② 掲示板管理者へ削除を依頼する。
 - ア 乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。
 - ③ 掲示板を運営する会社に連絡する。
 - ア 書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
 - イ 多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。
 - ④ 相談機関に相談する。
 - ア 悪質な書き込みの場合は、最寄りの警察署や県警生活環境課に相談する。

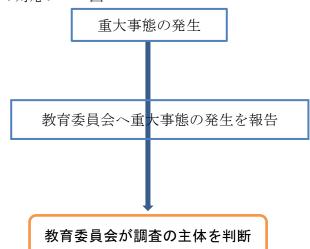
7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「いじめにより」重大事態とは以下のようなケースが想定される。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体的に重大な損害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態の対応フロー図

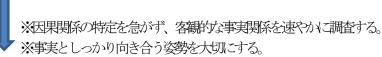


学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の日体となる。
- ※組織の構成こついては、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別が利害関係を有しない第三者の参加を図る ことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施



いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文 書 ・ も調査結果に添けする。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

8 学校評価における留意事項

いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行 われるようにしなければならない。

9 関係資料
(1) いじめ問題への取組チェックポイント(指導体制)
□学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
□いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
□教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
□児童生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
□いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。
特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十
分になっていないか。
□児童生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
□保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活
用しているか。 (秘密の保持)
□教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
□児童生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
□必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
□学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されてい
るか。
□全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けてい
るか。
□道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行って
いるか。
□児童会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
□児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の育成や豊かな情操を培う活動を積極的
に推進しているか。
□PTAや地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、
いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
□家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等
を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
□家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等につい
て伝えているか。
□必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

(2) いじめ発見のチェックポイント(学校用)

□遅刻・欠席が増える。
□始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
□表情がさえず、うつむきがちになる。
□出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
□持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
□忘れ物が多くなる。
□用具・机・椅子等が散乱している。

□周囲が何となくざわついている。
□一人だけ遅れて教室に入る。
□席を替えられている。
□頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
□保健室によく行くようになる。
□グループ分けで孤立しがちである。
□正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
□テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
□教室や図書室で一人でいる。
□今まで一緒だったグループからはずれている。
□訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
□友だちと一緒でも表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
□理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
□机を寄せて席を作ろうとしない。
□その子どもが配膳すると嫌がられる。
□食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
□食欲がない。
□笑顔が無く、黙って食べている。
口その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
口その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
□他の子どもと一人離れて清掃している。
□皆の嫌がる分担をいつもしている。
□目の前にゴミを捨てられる。
□下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
□玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
口みんなの持ち物を持たされている。
□通常の通学路を通らずに帰宅する。
□靴や鞄、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
□教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
口叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
口独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
□教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。 □ 写版 2 集 4 な N の 型 川
口宿題や集金などの提出が遅れる。
□刃物など、危険な物を所持する。
(3) いじめ発見のチェックポイント(進学進級期用)
《表情・日常の行動の様子》
□元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
□何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
□話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
□教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
□理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
□席替えで特定の子を避けたりしている様子が見られる。
□班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかったりしている。

□保健室や相談室、職員室に行きたがる。 □人目のつかない所(トイレや階段の上がり口等)にいることが多い。 〈身の回りのものの変化〉 □机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされる。 □机や椅子、持ち物等が壊される。 □もの隠しや靴かくしがあったり、持ち物がよけられたりする。 〈休み時間や給食時の様子〉 □衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。 □一人ぼっちでいたり、いつも友達の後ろについていたりしている。 □一人だけ遅れて教室に入ってくる。 □衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。 〈学習面〉 □発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。 □急に忘れ物が増える。 □授業中うつむいていることが多くなったり、発言が減ったりしている。 □突然大きな声を出したり、奇抜なことを言ったりする様子が見られる。 (4) いじめ発見のチェックポイント (家庭用) □衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 □風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる(殴られた傷跡やあざなどを見られる のを避けるため)。 □買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。 □家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 □食欲が無くなったり、体重が減少したりする。 □寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 □激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。 □表情が暗くなり、言葉数が減る。 □いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。 □部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。 口言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たり する。 □親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。 □刃物など、危険な物を隠し持つようになる。 □登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 □学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。 □転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。 □親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。 □不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。 □自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。 □投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。 □テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。 □急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。

□急激に成績が下がる。